

公 示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 1 日

徳島県公安委員会委員長 稲井 芳枝



1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称 及び所在地	法人の場合は 代表者の氏名	型 式 の 概 要			検定 番号
		遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	
株式会社ディ・ライト 東京都港区港南二丁目16番1号	市原高明	規則 第6条 第1号 遊技機	ばちんこ Pうしおとら〜月と太陽〜FH-RS	株 式 会 社 ディ・ライト	16271
株式会社ディ・ライト 東京都港区港南二丁目16番1号	市原高明	規則 第6条 第1号 遊技機	ばちんこ PA閃乱カグラLTN-VR	株 式 会 社 ディ・ライト	16272
株式会社ディ・ライト 東京都港区港南二丁目16番1号	市原高明	規則 第6条 第1号 遊技機	ばちんこ e中森明菜・歌姫伝説〜FORFANS〜MHJN	株 式 会 社 ディ・ライト	16273
株式会社オーゼキ 大阪府大阪市中央区島之内一丁目22番17号	山本文夫	規則 第6条 第2号 遊技機	回胴式 Lモグモグ風林火山 大海戦の巻ZB	株 式 会 社 オーゼキ	16274
マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	西出晃央	規則 第6条 第1号 遊技機	ばちんこ PHはねものシャカRUSH2	株 式 会 社 マルホン工業	16275
株式会社ビスティ 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	東郷裕二	規則 第6条 第1号 遊技機	ばちんこ eフィーバー機動戦士ガンダムSEED2bF	株 式 会 社 ビスティ	16276

2 検定の有効期間

公示の日から3年間